

三社託宣鈔（三社託宣略抄）

明曆四年（一六五八）刊。他にも刊本あり。

四 天照太神國土請來之事

天照太神ちじんハ地神こくど五代せうらいの中に。第一たいの神かみなり。父母ふもハ天神しん七代
のおわり。いざなぎいさなみのみこと也。しかるに二神あま
のさかほこをもつて。あめがしたに國あらんやとて。さぐり
たまふに。ほこのしたぐりかたまりて。嶋しまとなる。今のあは
ぢ是なり。二神此嶋にくだりて。まづ日本おほやしま大八嶋の國うみを生た
まふ。又一女によ三男生なんうみたまふ。天照太神日月つきよみのみこと月しづそさ
のをのみこと。ひるこのみこと是なり。天照太神にハ。天下
をゆつりたまふ。月つきよみのみことにハ。天をゆづりたまふ。
そさのみことにハ。根ねの國くにをゆづりたまふ。ひるこには海うみ
ゆづりたまふ。此ひるこハむまれたまひて。三年のあひだ。
足あしたちたまへざれハ。うつほ舟ふねにつくりこめて。海うみの事をし
らすべしとて。ながしたまへハ。攝津國つづくににとゞまりたまふ。
今のにしのみや是也。又素盞鳴尊そさのをのみことハむまれながらにして。あ

らくたけき神にて。國をありきたまへハ。國の人わづらひ死
し。山をありきたまへハ木をからし。海をとをりたまへハ。
波風をうごかし。かくのごとくにしてハ。國土をしらすべき
神にあらずとて。根の國。その國へ。はらひたまへ共。な
を父母の神のをしへにも。したがひたまはず。やゝもすれハ。
日神のすみたまふ宮の中へ入。あしき事をのみなしたまふ。
惡事ノ色々々神
代巻に見たり
是によつて日神ハあまのいわ戸に。とちこもりたま
へハ。國土ハよるひるのわかちもなく。くらやみとぞなりけ
る。こゝに八百萬の神のはかり事にて。いわ戸のまへにて。
かぐらをはやしたまふ。まひひめハ天の鈿女命祝言ハ春日大
明神也。白幣青幣ハ。天のふとたまのみこと持たまふ。庭火
をたきうたひまひたまへハ。天照太神ハ。いわ戸をすこしひ
らきて。見たまふところを。しなのゝ國の戸隱の明神ハ。ち
からつよき神にて。日神をいただき出したまへり。それより
素盞烏尊をハ。髪をぬき。足手の爪を切て。日神へ。御わび
ことを申て。素盞烏をはおひうしなひたまひけれども。天下
を天照太神へ。わたし奉らず。地神二代ハ日神の御子。正
哉吾勝々速日天穗耳尊の時も。素盞烏の御子。大己貴尊な

を天下をわたしたまはす。(以下略)

註 新日本古典籍総合データベースで「三社詫宣鈔, 国
文研古典籍セ, 49-25, 刊, 明暦 4, 1 冊, 22
丁, 27.3×19.1cm, 大, 国文研蔵, 200021835」の 6'
10 コマ目 DOI 10.20730/200021835。『続々群書
類從』第一神祇部にもあり。